

猪名川町パートナーシップの宣誓書に関する要綱

令和 3 年 4 月 1 日

要 綱 第 5 2 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、第五次猪名川町総合計画を基本指針とした「猪名川町人権推進基本計画」において、「人権文化のまち猪名川町」をめざし、住民一人ひとりの人権意識を高め、住民が主体となって人権文化のまちづくりの中で、性の多様性を認め合い、誰もが自分らしく暮らせるよう、猪名川町パートナーシップの宣誓に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性的指向（恋愛の対象となる性別についての指向をいう。）が異性愛のみでない者又は性自認（自己が認識している性別）が戸籍上の性と異なる者
- (2) パートナーシップ 一方又は双方が性的マイノリティである 2 者間の関係であつて、互いに人生のパートナーとして日常生活において相互に協力し合うことを約束した者
- (3) パートナーシップの宣誓 互いにその人生のパートナーとすることを町長に対して宣誓すること。

(パートナーシップの宣誓の要件)

第 3 条 前条第 3 号の規定による宣誓（以下「パートナーシップ宣誓」という。）をすることができる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 双方が民法（明治 29 年法律第 89 号。以下「法」という。）に定める成年に達していること。
- (2) 一方又は双方が町内に住所を有し、又は町内への転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者（婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。）がないこと。
- (4) 双方が当該パートナーシップ宣誓に係る相手方以外の者とパートナーシップを形成

していないこと。

- (5) 法第734条及び第735条の規定により、双方が直系血族又は3親等内の傍系血族若しくは直系姻族の関係でないこと（養子と養方の傍系血族の関係を除く。）。ただし、同法第729条の規定により親族関係が終了した者同士の間において、又は何らかの考慮を要する事情がある場合は、この限りではない。

（宣誓の方法）

第4条 パートナーシップ宣誓をしようとする者は、パートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 住民票の写し（宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。本町への転入を予定している場合には、その事実が確認できる書類）
- (2) 宣誓しようとする者の本人確認資料の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める書類（独身証明書など。）

2 宣誓書には、宣誓しようとする者が自ら署名しなければならない。ただし、自ら署名することができないと町長が認めるときは、宣誓者双方が立会いの下、他の者に代書させることができるものとする。

3 宣誓書は、生活部福祉課（人権推進室）において受領するものとする。

（宣誓の証明）

第5条 町長は、受領した宣誓書、添付書類等を確認し、適切であると認められるときは、パートナーシップ宣誓者（以下「宣誓者」という。）に対し、パートナーシップ宣誓書受領証（様式第3号）及び受領証カード（以下「受領証等」という。）に宣誓書の写しを添えて交付するものとする。

（受領証の再交付）

第6条 前条の規定により受領証等の交付を受けた者（以下「受領者」という。）は、紛失、毀損等の事情により受領証等の再交付を希望するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第4号。以下「再交付申請書」という。）に旧受領証等（紛失等を除く。）を添付のうえ町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による申請があった場合において、適当と認めるときは、当該申請を行なった者（以下「再交付申請者」という。）に受領証等を再交付するものとする。

3 再交付申請者は、紛失した旧受領証等を発見した場合は、速やかに旧受領証を町長に返還しなければならない。

(変更の届出等)

第7条 受領者は、宣誓書に記載した内容に変更が生じたときは、速やかにパートナーシップ宣誓書記載内容変更届（様式第5号。以下「変更届」という。）に受領証等及びその変更に係る事実を確認することができる書類を添えて、町長に届け出なければならない。

2 町長は、変更届の提出があったときは、変更届を提出した受領者に変更後の内容を記載した受領証等を交付するものとする。

(受領証の返還)

第8条 受領者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第6号）に受領証等を添付し、町長に届け出なければならない。

- (1) 一方又は双方が町外へ転出したとき（単身赴任等一時的な事案は除く。）。
- (2) 一方又は双方が死亡したとき。
- (3) 当事者の意思により、パートナーシップ宣誓が解消されたとき。
- (4) パートナーシップ宣誓をした時点において、第3条各号のいずれかに該当していなかったことが判明したとき。

(宣誓申告等)

第9条 本町に転入した者が「パートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定」（以下「協定」という。）の締結自治体において、パートナーシップの宣誓に係る受領証及び受領証カード（以下「締結自治体受領証等」という。）の交付を受けている場合において、本町転入後も引き続きパートナーシップを継続するときは、協定第2条第2項の規定に基づき受領証等の交付を受けることができる。

2 前項の規定による受領証等の交付を受けようとする者（以下「転入宣誓者」という。）は、町長に次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) パートナーシップ宣誓申告書（様式第7号）
- (2) 締結自治体受領証等
- (3) 住民票の写し

3 町長は、転入宣誓者から前項の規定による書類の提出又は受領証等を交付した場合において、転入前の締結自治体に締結自治体受領証等を添えて、転入後の受領証等の交付の事実を通知するものとする。

4 協定の締結自治体が協定の締結を解除した場合、解除前に申請のあった事案については有効として受け付けるものとする。

5 締結自治体間における情報の提供について、転入宣誓者の同意を得られた場合にのみ行なうことができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、パートナーシップの宣誓に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第9条の規定は令和3年4月6日から施行する。